

# 戦後から1960年代初頭までの臨床工研究の意義と限界

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 中山, 嘉 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2297/25373">http://hdl.handle.net/2297/25373</a>

# 戦後から1960年代初頭までの臨時工研究の意義と限界

人間社会環境研究科 人間社会環境学専攻  
中山 嘉

## Significance and Problems of Researches into “Rinji-ko” in Post-war Japan, up to the Early 1960s

NAKAYAMA Yoshimi

### Abstract

This study analyzes and evaluates some typical researches conducted on an irregular form of employment called “rinji-ko,” which existed in Japan during its years of the rapid economic expansion. The study is intended to clarify the significance such researches into this kind of temporary factory workers had as studies of unstable employment, as well as where they fell short.

One major problem with those researches of the past, this study has found out, was that they became more and more inclined to choose, as their study subjects, those temporary workers who did the same or similar jobs with regular factory workers.

Around the middle of the 1960s, Japan’s industries found some new types of irregular work force in part-timers, etc., who later grew in number. Those temporary employees had the same problem with “rinji-ko,” namely, unstable employment. Still, the researches considered herein, since they narrowed down their study subjects to cover those factory workers mentioned above alone, were never succeeded and developed further into more general studies of irregular employment.

### Key Words

Rinji-ko (Casual labor), Part-timers

### はじめに

本稿の課題は、高度成長期に存在した非正規雇用の一つである臨時工に関する代表的研究を検討し、臨時工研究が不安定就業研究としてもった意義および不十分な点を明らかにすることである。

なお、臨時工は戦前から存在していたが、本稿の分析対象は戦後から高度成長期にかけて存在した臨時工に限定する。

戦後の臨時工は、主要な生産ラインで就業したり、補助・雑役業務を行ったり、あるいは季節的な労働に従事したりと、多くの種類から形成され

ていた。そのようななかで、「臨時工問題」が意識されてくる。「臨時工問題」とは生産ラインで本工労働者と同じように働き、かつ雇用が長期化しているにも関わらず低賃金労働で雇用が不安定なものが主な対象であった<sup>1</sup>。

「臨時工問題」が強く意識されるようになった1950年代中盤には、数多くの労働組合が臨時工の本工化闘争を行った<sup>2</sup>。その理由は、第1に全体としての臨時工数の増加と、第2に本工労働者と同じ作業現場で主要な業務をこなす臨時工数が増加したためと考えられる<sup>3</sup>。しかし、時を同じくして始まった高度成長を経て、1960年代にはいる

と、徐々に「臨時工問題」への関心は薄れていく。その理由は、新規学卒採用の広がりによる正社員採用が増加するなかで、臨時工の給源であった若年層が不安定雇用としての働き方を敬遠したことが大きい。ただし、そのような実態面の変化に加えて、臨時工研究の方法自体にも欠点があったと考えられる。なぜなら、臨時工研究の対象は、本工労働者と同じまたは類似の作業を行う臨時工に限定され、なおかつそのような臨時工が企業内でどのように活用されているのかという点に焦点が絞られていったからである。その結果、臨時工が減少し、なおかつ技術革新を通じて臨時工の職務内容に変化が生じると、分析対象を限定した臨時工研究は、その対象からはずれる臨時工をとらえることができなかつたのである。

しかし、臨時工が有していた低賃金労働で不安定な雇用という側面は、パート労働や社外工へと引き継がれていった。このとき、臨時工研究の蓄積は、パート労働や社外工へと展開することはできなかつた。その結果、不安定就業研究としての臨時工研究の蓄積は途絶えることになった。

第1章では、戦後から1950年代中盤までの臨時工の雇用動向を検討しながら、「臨時工問題」がどのような過程を経て社会的に認識されたのかを確認する。第2章では、臨時工に対して経営者はどのような態度をとっていたのかを日本経営者団体連盟編『臨時工問題の研究—主として労務管理の観点から—』日本経営者団体連盟弘報部、1957年を素材として検討する。第3章では、臨時工を取り上げた代表的な研究を対象とし、臨時工研究の到達点を確認する。第4章では、臨時工研究の到達点の意義と限界を確認し、臨時工研究が不安定就業研究へと発展しなかつた理由をまとめる。そのうえで、現在において臨時工研究の限界を確認する意義を最後に提示する。

## 第1章 臨時工の雇用動向と「臨時工問題」の出現

戦後直後から臨時工は存在したが、「臨時工問

題」として認識され始めたのは1950年代に入ってからである。以下、どのような展開を経て「臨時工問題」が社会問題となっていたのかを確認する。

戦後から高度成長にかけての臨時工の雇用動向は、臨時工の数の増加という側面と、臨時工が従事する職務の変化という2つの側面からとらえられる。その変化を北海道立労働科学研究所『臨時工（後編）』日本評論新社1956年では、第2次世界大戦の敗戦から職業安定法の成立まで、職業安定法の実施から経済9原則の実施まで、経済9原則の実施から朝鮮戦争の開始まで、最後に朝鮮戦争開始以後の4つの時期に区分して分析している。以下、『臨時工（後編）』に基づいて、戦後の臨時工の動向をみていく<sup>4</sup>。

このうち、敗戦から職業安定法の施行までの時期には、戦争終結による戦時労働体制の崩壊によって臨時工が生まれたと考えられる。この時期の臨時工の特徴は、その名のとおり臨時的な仕事に従事したり、補助・雑役業務をしたりするものが多く、基幹的作業に従事するものは少なかつた。

臨時工をめぐる環境が大きく変わったのは、1947年に職業安定法が制定・施行され、労務供給業が禁止されてからである。職業安定法が制定された結果、それまで労務供給業者によって企業へと送り込まれていた組夫・人夫と呼ばれた雇用形態は解体されることになった。これらの労働者は就業先においては主に補助・雑役業務を担っていたのであるが、職業安定法の制定により臨時工（直接雇用であるため職業安定法違反にはならない）として再編されたのである。

ただし、補助・雑役業務中心の臨時工の増加は、「臨時工問題」とは大きな関連をもっていない。のちに見るように、このような臨時工の労働条件が低いことは、様々な種類の働き方がある臨時工という枠の中では意識されているが、その中心として取り上げられる機会は減少していく。なぜなら、「臨時工問題」として認識される対象が、本工労働者と同じ職務をおこなっているにも関わらず、本工労働者と比べて労働条件が劣悪な臨時工

が中心となっていったためである。

臨時工研究で中心的に取り上げられるような、本工労働者と同じ職務を行う臨時工が増加し始めるのが、経済安定9原則の実施と朝鮮戦争開始後の時期である。

財政緊縮による経済安定化策であるドッジ・ラインによって、企業整備が強行され、企業の定員が大きく削減された。この人員削減によって、多くの本工労働者が解雇されたが、彼らは技能を有した臨時工へと転身をとげたと推測される。解雇した本工労働者を翌日に臨時工として再雇用するケースもあった。こうして、人員増加の必要が生じたときでさえも、本工労働者ではなく臨時工を採用するといったことが一般的に行われるようになった<sup>5</sup>。

朝鮮戦争開始による影響は、2つの方向から基幹的業務を担当する臨時工の増加を促した。第1は、戦争特需とは直接関係ないと思われる産業にまで臨時工の活用が広まり、多くの産業で臨時工の利用が開始されたことである。第2は、それまで臨時工を採用していなかった企業においても臨時工の利用が始まったことである。日産自動車では、「当社が戦後はじめて臨時工を採用したのは昭和25年であり、朝鮮戦争による急激な需要増に対処するためであった」と述べており、このように戦争特需による好景気に対して、企業は臨時工を採用して生産増加に対応していったのである<sup>6</sup>。

こうした臨時工の動向のなかで、「臨時工問題」はいかに出現してきたのであろうか。はじめに「臨時工問題」を見出したのは、峯村光郎や有泉亨などの法律学者であった。法律学者による「臨時工問題」は、基幹作業から補助・雑役業務、あるいはまったく季節的な作業を行うなど多様なタイプが混在している臨時工を作業内容や勤続期間によって区分し、どれくらいの臨時工が「臨時」的な仕事を実際に行い、どれくらいの臨時工が「臨時」の名のもとに本工労働者とならずに低劣な労働条件を甘受しているのかという分析であった。したがって、基幹作業以外のものであっても、企業にとって日常的に必要な業務についている補助・雑

役労働者ならば「臨時工問題」の対象とされた<sup>7</sup>。

そして、実態として臨時的ではない労働を行っている臨時工には、労組法第17条による労働協約の一般的拘束力の問題と、労働基準法第20条から逃れるために多くの臨時工が契約期間2か月以内の更新を繰り返すことによって解雇を行いやすい状態にされているという点が議論された。

法律的議論による臨時工研究の意義は、第1に多種多様な働き方があった臨時工をおもに作業内容によって分類したことである。この作業によって、企業が徐々に基幹的作業に大量の臨時工を導入し、本工労働者に比べて劣悪な労働条件で就業する臨時工が増大した点を確認できた。第2に、のちにみる研究とは異なり、補助・雑役作業に従事する臨時工も含めて「臨時工問題」をとりあげたことである。そのとき重視されたのは、本工労働者と類似の作業をおこなっているかどうかよりも、勤続期間であり、企業経営にとって継続的な仕事であるのか、言葉通り臨時的な仕事であるのかという点であった。その結果、不安定就業としての臨時工は、世の中に広く存在しているという視点を有することができる。

一方、法律的議論による研究の限界は、法律の適用に限って本工労働者と臨時工間の労働条件格差を問題視するために、どのような理由から臨時工が生まれているのかという点を分析できていない点である。たしかに、経営者による低賃金労働力の活用という欲求については指摘しているむきもあるが、企業の労務管理の中で臨時工がどのように位置づけられ、なぜ劣悪な労働条件に甘んじなくてはならないのかがわからないままである。その結果、勤続年数の長い労働者はみな本工労働者のように扱われなくてはならないという結論になってしまうのである。

## 第2章 経営者団体の「臨時工問題」の とらえ方

臨時工が基幹的作業へ進出していくなかで、1950年代中盤には企業の臨時工利用に対して社会

的な反発が強まってきた。戦後発展してきた労働組合は本工労働者を中心とした企業別組合であったにもかかわらず、臨時工の本工化闘争を行うなど経営者側への反発を強めていた。

以上のような時代背景のもと、日本経営者団体連盟（以下、日経連）は、『臨時工問題の研究—主として労務管理の観点から—』において、経営者側からみた「臨時工問題」の意味を検討し、その解決策を提示している<sup>8</sup>。

はじめに、日経連が考える「臨時工問題」の自身について確認を行っている。第1章で確認したとおり、「臨時工問題」は法律家の手によって進められたことを反映し、朝鮮戦争以後の「臨時工問題」が労組法第17条を中心とした法律的議論であったことを述べる。ただし、その直後に「問題は部分的法律論よりも、むしろ、給源をいかにして確保するか、臨時工の能率をいかにして向上ないし維持するか、こうしたことを実現するための労働条件はいかにあるべきか、しかもなお、臨時工としての性格をいかにして維持するかということが問題の支柱として登場してきた」として法律に基づく「臨時工問題」への対応を批判する<sup>9</sup>。

日経連からみたときの「臨時工問題」は、まさに臨時的労働力をどのように効率的に活用するかという一点である。本工と臨時工間にある労働条件の差は当然あるものとして前提されている。

なぜなら、臨時工という制度自体は第1に資本主義一般として存在するものであり、第2に日本の場合臨時工という雇用形態が存在する裾野が社会経済的に広がっていると日経連は考えているからである。この点について、同書は「臨時工存在の理由」を以下のように述べている。

「本来、資本主義経済組織のもとでは、企業のなかに本工とともに臨時的労働力が存在することは普通の現象であるといわれている。もともと、景気の変動は波動的曲線的なものであつて、けつして一律的な直線の形をとるものでない。またその継続性についての予測が困難であつて、経済条件の変動に応じて、

企業活動に伸縮、繁閑の浮動のあることをさげられないかぎり、これに伴う長期的あるいは一時的な労働力の調節のため、臨時工の如き臨時的労働力を必要とすることは当然である。とくに、わが国の場合、その経済構造の特質として、資本主義の後進性、自然的立地条件の不利、および労働人口の過剰が挙げられており、しかもこうした条件の下で世界の近代的工業国として生存していかなばならないのであるが、この脆弱な経済的基盤の上では企業活動の伸縮に応じた短期契約の臨時工を雇用せざるをえないことは容易に理解できることである」<sup>10</sup>。

以上の日経連の基本認識からは、経済活動には臨時工のような働き方が求められるのが当然という態度が明らかにされる。しかし、たとえこのような考えを認めたとしても、臨時工がどのような作業を行い、どのような労働条件で扱われるのかという問題はまた別のものである。したがって、次に日経連が臨時工に求める作業内容を確認してみる。

「(イ) 業態そのものの性質から、たとえば受注生産にたよる業種では、仕事が浮動的であるために、必要な労働力のすべてを常用的にかかえていることは経営として成立たず、受注の都度、必要に応じて雇用量を増減する必要があるもの

(ロ) 時期的な変動のあるもの、すなわち、季節的変動や経済的変動のように、ある時期を中心に集中的に労働力を必要とし、その時期をすぎれば必要性がなくなるもの

(ハ) 仕事の性質によるもの、すなわち企業の本態作業に附随したもので、仕事の内容が、企業にとつて附随的なものであつて、これに本工をあてる必要のないもの」<sup>11</sup>。

ここで、注目すべき点は、法律的議論による「臨時工問題」で論点の中心となっていた基幹的作業

に長期間従事している臨時工についての指摘はないという点である。(イ)は業務の特徴から発生する雇用量調節であり、(ロ)は時期的な変動から発生する雇用量調節であり、(ハ)は業務の性質上熟練労働が必要ないと予測されるものである。したがって、この箇所から何故に本工労働者が行っているものと同じ基幹的作業に従事し、勤続期間が長期化している臨時工がいるのかという点については説明できないのである<sup>12</sup>。しかし、その点は無視したまま、臨時工を用いらざるをえない理由を続けている。そして、その対象は、本工労働者をめぐる日本の特質へと進む。

「わが国労働市場の特質は、一般に明らかのように、大企業、とくに、本工の労働市場では企業的な封鎖性が強い。(中略)。戦後は労働組合が企業別組合という形をとり、その運動の方向が絶対的な解雇の反対ということにむけられてきたことに密接な関係をもっている。このように、労働力の企業的封鎖性と労働市場の狭隘性が、本工の解雇あるいは一時解雇を、きわめて困難なものにし、一方において、経済変動のための労働力の調整を免れえなるとすれば、ここに、企業が労働力の需給変動の弾力性を、臨時工制度という形に求めざるをえないのもまた当然のことであろう」<sup>13</sup>。

そして、その後の箇所では高度成長期をむかえて活発化してきた技術革新によって労働力の再配置を達成するまでのつなぎの労働力としての臨時工の利用も指摘されている。

したがって、経営者側が考える日本に臨時工が存在する理由は、第1に資本主義経済の一般的な法則によるもの、第2に日本経済の特徴によるもの、第3に本工労働市場の封鎖性によるもの、第4に技術革新による必要性があるものとまとめられる。そして、臨時工の利用が「企業の一方的な恣意のみに帰せられえないことは明かである」と日経連は主張するのである<sup>14</sup>。『臨時工問題の研究』

での態度は、臨時工に関して問題を見出す態度(法律的議論に基づくものや当時の労働組合の考え方)への批判が中心となっている。「第1章われわれの基本的立場」以後は、雇用上の問題点、労働条件や福利厚生などをまとめた労務管理上の問題点、解雇上の問題点と続いていくなかで、いかに合理的な理由・方法によって本工労働者と臨時工との間に差を設けるのかという点が主眼となっていく。そして、そのような本工労働者と臨時工との差を前提としながらも、どうすれば臨時工を最も効率的に活用できるのかを検討していくことになり、やはり法律的議論の「臨時工問題」で取り上げられた内容についてはほとんど触れることはないのである。

「臨時工問題」の対象であった基幹業務に長期間就業している労働者に対する態度は、臨時工の本工化闘争を意識して、終盤に次のように語られる。

「長期臨時工の処置を、一定の時期に整理したことと、これによつて、臨時工雇用の長期化をめぐる醜態しつつあつた労務管理上の矛盾と危機を、一応回避したということで重要な措置であるが、しかし、そのことだけでは臨時工制度自体の根本的合理化という面では、たいした意味があるわけではない。それは、臨時工を本工に移行することによつて、現存する臨時工を減少ないし皆無にする数字的效果と、問題を一時的に回避する効果はあつても、その後に残る臨時工について、あるいは将来必要な時期に雇入れねばならない臨時工については、なんら根本的解決への途を意味するものではなく、臨時工制度そのものの合理的解決ではないのである」<sup>15</sup>。

この分析は、臨時工から本工への転換によって「臨時工問題」の解決が図られるとする当時の労働組合の認識の欠点をつくものである。資本主義一般の法則のもとでは、どのような形であれ臨時的労働力が必要であるという経営者の前提から冷

静にその効果を分析している箇所と言える<sup>16</sup>。日経連がこのように本工化闘争に疑問を提示していたにもかかわらず、多くの労働組合は本工化闘争以外の道を選択することは少なかった。

以上をまとめると、日経連にとっての臨時工研究とは、法律的議論によって確立された「臨時工問題」に対する批判となっていることがわかる。日経連にとっては、「臨時工問題」がそもそも問題として成立されることが不可解な事であったといえよう。そして、本工労働者と臨時工をいかに同じ労働条件の労働者として就業させるかよりも、本工労働者と臨時工を区別するのかという視点が重要であった。また、臨時工の本工化闘争に代表される労働組合の活動については資本主義一般の景気変動の法則から疑問をもっていた。

日経連による研究の意義は、第1に経営者としての臨時工（非正規雇用）への態度を明確に示したことである。臨時工が必要な理由は、数多くあげられてはいたが、要点は企業運営にはいつでも解雇できる労働者が必要であるということであった。第2に、本工労働者と臨時工をまったく別の労働者として意識させる方法を就業規則や臨時工の本工化を通じて実践しようとしていることを認めたことである。これは、法律的議論では本工労働者と同じ作業を行っている臨時工はもちろん、勤続期間が長いという理由で本工労働者と大差のない労働者として前提されていた姿勢を真っ向から否定するものである。

一方、日経連による研究の限界は、なによりも長期勤続化している臨時工について多くを語っていない点である。たとえ、さまざまな方法を用いて本工労働者と臨時工を区分しようとも、なぜ長期勤続化した臨時工が存在するのかを説明できてはいない。やはり解雇しやすい労働者をつねにその手のうちに確保しておくという意味に加えて、本工労働者の年功賃金とは異なり、それほど大きくは上昇しない低賃金労働力としての側面をフルに活用している点を隠蔽することはできない。また、何よりも具体的に臨時工がどれほど存在しているのかを明示せず、ひたすら景気変動による理

由、日本経済の特殊性などによって状況を説明するのみで、具体的な臨時工像が見えてこない。いったい、日経連が対象とした臨時工はどの程度存在し、どういう課題を抱えていたのであろうか。それがわからないまま、本工労働者と臨時工間の区別を議論していたのみであった。

### 第3章 臨時工を取り上げた代表的な研究

「臨時工問題」の成立から、それに対する経営者の態度をこれまで見てきたが、本章では社会政策分野での学術研究を取り上げ、「臨時工問題」の扱い方がどのように変化したのかを検討する。結論をさきに述べると、高度成長以前の研究では、臨時工に関わる問題は日本資本主義の構造に根差している点が重視され、その解決は日本の経済体制全体を変化させるというものであった。しかし、高度成長が長期にわたり、臨時工自体の研究が進んでくると臨時工の規定自体の批判的検討へと変化していった。そして、法律的議論で提示されていた臨時工を不安定就業からいかに脱却させるのかという解決策は積極的には提示されなくなった。なぜなら、ここであきらかにされたのは、臨時工制度が経営者にとってのみメリットがあるのではなく、本工労働者を中心とした労働組合にもメリットがあり、積極的な解決が期待される状況が存在しないと予想されたためである。

本章では、前者の研究の代表として氏原正治郎を取り上げ、後者の研究の代表として小池和男と山本潔の研究を取り上げる。

#### 第1節 氏原正治郎による臨時工研究

氏原正治郎「所謂『常用工』と『臨時工』について」において重視される視点は、本工労働者に比べて労働条件が低い臨時工が、なぜ日本に存在するのかという点である<sup>17</sup>。

はじめに、氏原は法律的議論によるものと同じように臨時工の多様性を指摘する。そして、casual（臨時的）であることに問題の原因が求められる臨時工と、本来の生産工程で就業し本工労働者と

変わらない働き方をしている臨時工の2つに大別する。

前者の解決策は、臨時的である働き方に対応した職業紹介制度や労働市場の組織化、失業時の所得保障制度、労働組合機能の発達等である<sup>18</sup>。一方、後者の臨時工の問題は、常用工（本稿でいう本工労働者に該当）と臨時工間にある差別に基づいたものである。したがって差別を生み出す要因を解明することが重要になる<sup>19</sup>。

氏原は、差別が表れている部分を採用行動（解雇）、労働条件（賃金、諸手当、退職手当等）などに求めている。そして、常用工と臨時工との差はたんに臨時工が不利を被っているという意味でとどまるものではない。「これらの差別は、実は、『常用工』と『臨時工』とが、社会経済的意味を異にしていることに根ざして」おり、その意味は「『常用工』は、本来の従業員」であり、「『臨時工』は、このような意味での従業員ではないことを強調する<sup>20</sup>。

次に、常用工と臨時工の相互作用を分析すると、次のような問題点が浮かび上がってくる。

「『臨時工』と『常用工』とは、相互に区別され、一応異なつた労働市場において、異なつた法則に支配されているように見えるが、両者の間には、関係がないわけではない。『臨時工』から『常用工』に抜擢され、または『常用工』が解雇されて、『臨時工』になるごとく、両者の間には流動関係が成立する。そればかりではなく、両者の間の労働条件の比較は、不断に両者を競争状態におく。『常用工』は、『臨時工』にたいする相対的優越性に満足しがちであるが、相対的特権を失う不安を持ちがちであらう。ところが、『臨時工』は、自分の力で労働条件を改善する力を持ちがたい。かくて、『臨時工』は、労働者全体の労働条件の死錘となつている。このように、両者の間には『常用工』＝個別企業の従業員としての利害を超えた、労働者としての超企業的利害の共通性があるにもかかわらず、両者

の間の身分的差別のために、その連帯性は断ち切られているのである<sup>21</sup>。

労働者間の連帯を挫く日本の特徴は、労働組合自身にも影響を与える。労働組合が企業別組合であるとき、企業を超えた労働者の組合とはならずに従業員の組合として作用するからである。

従業員としての組合は、賃金政策、社会保障政策、雇用政策のすべてにおいて個別企業の支払い能力の範囲を超えた政策を打ち出すことはできない。すべて従業員の関心の枠内に収められてしまう。それは、「競争社会における個別企業の企業利己主義と相通ずる組合利己主義の表現である」<sup>22</sup>。

しかし、従業員の組合としての安泰的地位は1949年の人員整理や1950年の朝鮮戦争のもとで脅かされていった。第1章で確認したとおり、本工労働者（常用工）から臨時工への切り替えが進んだためである。その結果、従業員のための組合はどのような対処が考えられるであろうか。第1に考えられるのは、従業員組合を脱して臨時工を含めた労働者の組合へと転換することである。しかし、これは本工労働者（常用工）の特権の放棄を意味するため難しいものである。第2に考えられるのは、本工労働者の特権を守るために企業の労務政策と妥協を行うことである<sup>23</sup>。

したがって、本工労働者と臨時工の関係は「労働の性質による連帯性にもとづいた職業社会」が存在していないで成立している。そのような状況下にある「臨時工問題」は、「casual laborの問題ではなく、実は、このような日本産業の特殊性に深く根ざしている」ものなのである<sup>24</sup>。

氏原は、最終的に「臨時工問題」が臨時的な働き方であるという部分にのみ注目すべきものではなく、なぜ本工労働者と臨時工が同一作業で労働条件格差を持ちながら併存できるのかを、日本経済の特性から分析している。

氏原による研究の意義は、第1に、法律的議論において分類された臨時工を2つにわけて問題の所在とその解決方法を提示したことである。ただし、ここでは臨時的な働き方の臨時工と、本工労働者

働者と類似の作業を行う臨時工という2つに分けているために、補助・雑役業務を行いながらも勤続期間が長期化している臨時工の位置付けが明確ではないという限界が存在する。第2の意義としては、臨時工が景気変動へのバッファとして位置付けられている点を強調し、本工労働者と臨時工間に大きな労働条件格差が生まれる理由を日本産業の特殊性に求めたことである。臨時工がたんに経営者による劣悪な労働条件使用による制度ではなく、日本の経済構造から生み出される制度であったことを明らかにした。

一方で、氏原による研究の限界は、さきに指摘したように、補助・雑役業務を行う臨時工の位置付けが不明確になっていることである。その結果、不安定就業としての臨時工の範囲が狭められてしまっている。また、日本経済の特殊性から臨時工の生成を導き出したが、はたしてどのような産業で臨時工が特に使用されているのかは不明確であり、なおかつ臨時工が基幹的作業のなかでどのような位置付けを与えられているのかも明確ではない。その結果、臨時工の存在によって本工労働者全般が影響を受けている印象を与えてしまうが、それではなぜ本工労働者がいつまでも臨時工に比べてめぐまれた労働条件のままであるのかはわからないままである。

## 第2節 小池和男による臨時工研究

小池和男による研究は、労務管理の視点から臨時工制度の意義を理論的に整理したものである。実証研究はのちに検討する山本潔を待たねばならないため、小池自身の提出したものは仮説段階のものである。しかし、臨時工がなぜ採用されるのか。そして、臨時工を利用した競争が企業にとってどのようなメリットがあるのかを示した意義は大きい。

小池の提出した論点は、それまでの臨時工研究の実績と企業の合理的行動を合わせて考えたときに生じる矛盾からスタートする。

前節で検討した氏原の研究では、臨時工は作業内容により複数のグループに分けられた。本工と

同じまたは類似の作業をする臨時工は、とくに重要な労働問題を含んでいる。なぜなら、このような働き方をする臨時工は本工労働者と比較して労働条件は著しく低いからということであった。

しかし、小池は実際の企業行動とこのような臨時工問題の整理の仕方から基本的な矛盾を指摘する。第1に、本工労働者と同じ作業を低賃金で行っている臨時工が存在するならば、なぜ経営者はすべての労働者を臨時工へと切り替えないのか。このような疑問に対して予測される反論は、本工労働者を中心とした労働組合の抵抗によって莫大なコストが生じるというものである。しかし、小池は次のように再反論を行う。本工と臨時工の入れ替えは、一度に大量に行わなくとも、新規に採用する労働者全員を臨時工でまかなえば数年のうちに臨時工はかなりの数になると。しかし、実際の企業はそのような行動はしていない。

第2に、さきに予測された反論である労働組合の抵抗であるが、実際にはそれほど広がってはいない。その理由を考えなくてはならない。このような考え方に対する反論は、労働組合が本工労働者を中心としたものであるため、エゴイズムをもった行動をとっているというものである。しかし、過去の研究が幾度も指摘してきた臨時工の存在によって本工労働者の労働条件は影響を受けているという考え方に基づけば、本工労働者を中心とした組合であっても何らかの抵抗をしなくてはならない。しかし、実際には臨時工をめぐる労働組合の活動はそれほど拡大しているようには見受けられない。したがって、本工と同じまたは類似の職務を行う臨時工という規定自体を疑う必要がある。

第3に、臨時工が低賃金であるという考えは、平均賃金のことであった。しかしそのような考え方には、臨時工が若年層を中心としているという視点が欠如している。統計的数値は得ていないが、若年の本工労働者と比較したならばそれほど賃金格差は大きくないのではないだろうか。

以上、3点の疑問を小池は提示する。労働組合による臨時工への関与の実態や、統計数値を得ていないなどの問題点はあるが、提出されたこれま

での研究への疑問は利潤拡大を目指す企業活動という基本的認識からは論理的に推測されるものであった。

では、提出された疑問に対し小池自身はどのように答えたのか。本工労働者の範囲を大企業の基幹工と限定したうえで、本工労働者と臨時工がどのような意味を持って競合しているのかという視点を通じて回答が示される。

大量生産方式が拡大していくなかでは、本工労働者が従事する作業は徐々に専門化、標準化の傾向を強める。したがって、その職務は多岐にわたり、また一つ一つの職務内容は企業の色彩を持っていく。このような背景を考えたとき、各企業独自の職務を採用と同時にこなせる労働者を労働市場全体から探し出すのは難しい。ここに企業が本工労働者を昇進を通じて育てていく意義が存在する。したがって、本工労働者は徐々に上位職務へと進出していくことになる。

このような本工労働者の採用からの動きからすると、臨時工ははたしてどのような本工労働者と競合しているのであろうか。小池は、企業で行われている職務を4つの特徴にまとめ、臨時工が就業できるかどうかを考える。第1に、企業の中核を担う職種である。ここでは臨時工は排除されている。第2に、基幹部門の下位職務である。ここでは臨時工と本工労働者は競合関係を築く。第3に、上位職務と下位職務のバランスにかかわるものである。上位職務に比べて下位職務が広く存在しているときには下位職務には多くの労働者が必要となるため、臨時工の進出が見受けられる。第4に、長期勤続をさほど必要としない職場である。ここには臨時工の進出も考えられるが、「最も『合理的』な方法は女子労働者の配置」である<sup>25</sup>。したがって、臨時工問題ではなく女子労働者問題へと転換する。

ここで、重要なことは臨時工の進出先が下位職務に限定され、上位職務は本工労働者によって占められていることを明らかにしたことである。また、臨時工制度の企業にとっての利点が第3の点を利用して一層強化されていることも示された。

上位職務よりも下位職務の方が膨大であるとき、臨時工間の本工化への昇進競争が激しさを増す。その結果、本工労働者と臨時工間の「差別支配の『うまみ』は絶頂に達する。それ故、経営は、技術的に許される限りこのような職務編成を拡大しようとする」のである<sup>26</sup>。

この指摘は、臨時工が資本主義経済一般による景気変動に対応するために必要であるということ以上に、臨時工は企業にとって大きなメリットを所有していることを示している。

臨時工が存在するのは下位職務であった。またその下位職務は上位職務よりも広大であった。このような状況のとき、本工労働者を中心とした労働組合は何よりも若干の雇用量の変動に耐えられるという意味で利益を享受している。ただし、小池は上位職務と下位職務との境界が不透明であるために競争激化が促され、かつ、労働組合の行動力が低下する要因も指摘する。上位職務と下位職務の境界が不透明ということは、労働者にとってはどこまで上位職務をこなせるようになれば本工労働者となれるのかは明確にはわからないということである。また、上位職務と下位職務の境界が不透明であることは、本工労働者を中心とした労働組合にとっては、いつ自分たちの領域である上位職務が侵されるのかということを考えなくてはならない。したがって、この境界をなるべく下方へと押しやるのが労働組合の行動原理となるようにも思われる。しかし、臨時工制度を縮小させる、まして消滅させることは本工労働者の利点をも放棄することであるため労働組合は活発な活動はできない。その結果、「企業は自己にふさわしい労働力の選択を十分果たすことができ、雇用量の変動も安価に行い得、差別支配による労務費の低下も獲得できる。まことに臨時工制度は、日本労務管理の精華なのである」<sup>27</sup>。

以上の展開から小池の提出した3つの疑問への回答は次のようにまとめられる。なぜ企業は本工労働者を臨時工と入れ替ええないのかという点には、上位職務をこなせる本工労働者を必要とする根拠自体が企業内に存在していた。なぜ労働組合は臨

時工へと積極的に関与しないのかという点には、実は本工労働者と臨時工の競合部分は限定されたものであった。たしかに、臨時工からの影響が本工労働者にまったくないわけではないが、雇用量調節などの点では本工労働組合にも利点は存在する。最後に、臨時工と本工労働者の賃金格差であるが、この点はすでに指摘したとおり、統計的数値はないために確定したことは述べられていないが、若年層を中心とした下位職務において本工労働者と臨時工は競合している点から、賃金格差がそれほど大きくないと予測されたと考えられる。

最後に、小池による研究の課題を整理する。何よりも次節で検討する山本潔によって補完されるように、また、小池自身も認めているように実証はされていない点である。また、統計的数値が得られないためと断っているが、これまでの研究でも明らかにされているように、臨時工と本工労働者間の格差は、賃金のみには現れているわけではない。小池自身は若年層の本工労働者と臨時工間の賃金格差を8割程度と予測しているが、さまざまな諸手当や一時金の広がりなどを考慮するとその差はより鮮明になるであろう。したがって、平均賃金で見たとときの本工労働者と臨時工間の格差よりは小池の指摘は現実を照らしているが、それがすべてというわけにはいかないであろう。また、上位職務と下位職務の境界の曖昧さによって臨時工制度のうまみが拡大している点が指摘されていた。しかし、「小括」で指摘するように、同じく臨時工を大量活用していた電機産業ではその様相は異なっている。臨時工のみに注目すれば小池の述べていることは当てはまるかもしれないが、女子労働者の進出、パート労働者の登場など、小池が女子労働者問題として詳しく触れなかった点が焦点として浮かび上がってきており、そこでは明確な職務区分がキーとなっている。

### 第3節 山本潔の研究

山本による研究は、前節で検討した小池和男の仮説を自動車工業を例にとり実証した。したがって、その論点および問題関心は小池と基本的に同

じものである。ただし、山本はなぜ企業が臨時工を欲するのか、そして臨時工制度が企業内でどのように位置づけられているのかを明らかにしたのみではなく、労働供給面からも臨時工制度がなぜ求められたのかという点を明らかにした。この点は、これまでにない成果である。

山本は、日本の自動車工業が、市場の狭隘性と国際的な低賃金によって規定されている点を重視する。それは、このような規定があるために、日本では生産の自動化・機械化が遅れているためである。そして、なおかつ生産規模が小さいという状況を重ね合わせると、生産調節が下位職務の担い手に対する労働需要量の変動という方法に頼られることになる。具体的には、労働時間の延長・短縮など、雇用労働者数の増減、作業範囲の拡大・縮小などである。その結果、「雇用量は、上位の半熟練工を下位の職務の担い手によって『うすめ』あるいは『こく』して、もっぱら、下位の職務の担い手の雇入・解雇によって調節されることになり、その対象がまさに臨時工ということになる<sup>28</sup>。上位職務を行う労働者は小池の指摘通り、個別企業で育成される労働者であり労働市場に存在していることはまれであることを山本も言及する。一方で、下位職務を担う労働者は労働市場に広範に存在しているために、臨時工として採用するのが合理的となる。

また、臨時工の本工化の意味を山本は以下のよう

「本工登用制度と準社員登用制度は、自動車工業における労働力需要の急激な増加と『労働力不足』という条件のもとにおける産業予備軍のもっとも合目的な編成形態にはかならなかった。

なぜなら、それは臨時工が結果的に区分される次の三つのグループ（①勤続一年未満で解雇される臨時工、②臨時工として勤続一年をへて本工に登用された労働者、③臨時工として勤続三年以上を経たが本工に登用されずに準社員となったもの—以上、中山）の存在

を不明確にし、本工登用をめぐる臨時工内部の競争を通じて、臨時工全体を統括するための機構にほかならないからである」<sup>29</sup>。

以上の指摘は、本工登用制度があるために臨時工の競争が強化されるという小池の示したメリットが一層強化されていることを示している。たんに優秀な臨時工が本工に採用されるという意味だけでなく、どのような基準が設定されているのかわからないという不透明感によっても臨時工の競争を促すからである<sup>30</sup>。

以上、労働力需要面から見たときの臨時工制度を確認した。本工労働者が存在するために、景気変動への対処手段として臨時工が必要であるという考え方以上の利点がある、臨時工制度を採用する企業に存在することが確認できた。

では、なぜ臨時工として就業する労働者が存在するのか。労働供給面からの分析も山本は行っている。分析対象となった1957年から61年までの間で、臨時工が25歳未満の青年労働者によって多くを占められているという点では変化はない。しかし、労働力の給源に変化が起きている。1957年、59年、61年を比較したとき、57年では農山村地帯から6割近くが供給され、59年には東海道線沿線の地方工業都市からの比率が3割をこえ、61年にはN市、県内・県外からの地方工業都市から合計で7割弱供給されるようになった。一方で、農山村地帯は61年では6%弱へと減少している。これを山本は「臨時工の質的改善」と評している<sup>31</sup>。臨時工自体の労働条件が低いことは周知のことであるが、なぜこのような労働者は臨時工であっても転職をしてきたのか。その理由に積極的なものも見受けられない。しかし、「これらの労働者にとっては、臨時工への応募は、たとえ、結果として幻想におわるかもしれないとはいえ、大企業の本工となって現在の雇用の不安定と劣悪な労働条件から抜け出すことができるかもしれない唯一のチャンスを作っていることである。臨時工への応募は彼にとっては、けっして転落的労働移動ではなくして、上昇への唯一のチャンスなのである」<sup>32</sup>。

したがって、労働需要面からのみ臨時工が要求されるのではなく、労働供給面からのみも臨時工が欲せられることが示された。ただし、大企業と中小企業間の格差自体は日本の産業構造や産業政策、労働組合の活動等によって規定されているものであるから、ここでの労働供給面から臨時工が欲せられるというのは大企業にかぎりなく限定される可能性がある。他の産業や中小企業に存在する臨時工がこの規定すべてに当てはまるかどうかは、別の機会に検討しなくてはならない。

以上、山本による実証研究を検討してきた。ここまでに取り上げた内容以外にも、臨時工の賃金が中小零細企業との関連でまとめられている。山本の研究は、高度成長期開始から数年がたち臨時工利用が活発化していくなかで、本工労働者と同じまたは類似の作業をする臨時工の位置付けがより企業にとって意味を持っていることを示した。そして、それは労働需要面からの検討のみではなく、高度成長下で活発化していく労働供給面の変化からも捉え、トータルとして臨時工が拡大していく様子が描かれていることに最大の意義がある。

ただし、この研究の意義でもある自動車工業を選択したという点自体に、実は限界も存在する。だが、この限界は山本自身のスタンスの問題というよりも、資料の制約などによるものである。どの産業を分析するのかで臨時工の存在形態は異なり始めたのが1960年代前後である。それは、技術革新による影響のためである。『労働白書1960年版』によれば、技術革新による影響は、「機械の連続化、半自動化段階における労働の単純化を反映した若年未熟練労働者の大幅な増加」と、「設備の計測化、自動化方式の採用にともなう高度技能の必要性を反映した技能工の比重の増大、学歴の高度化現象」との2側面がある<sup>33</sup>。前者は機械産業に当てはまり、後者は装置産業にあてはまる。したがって、後者では臨時工は減少し、かわりに社外工が進出していくことになる。

しかし、前者の機械産業のなかでも自動車工業とは異なる特徴を示すものが存在する。それが、前節でも指摘した電機産業である。まず何よりも、

電機産業には女子労働者が大量に存在している。自動車工業は男子労働者のみで占められている。どちらが一般的でどちらが特殊かという話題はここでは重要ではない。技術革新を経て労働の単純化が促されても、臨時工への作用が異なる可能性があるという点が重要である。

また、山本および小池の研究では、補助的作業をする臨時工は分析対象からは外されている。臨時工の本工化の作用や労務管理上の臨時工の位置付けを明確にするための手段であり、この方法論自体に問題点はない。しかし、補助的作業をする臨時工に関する視点が失われたために、臨時工が不安定雇用であるという視点は法律的議論と比較すると格段に弱い。何より、補助的作業を行っている臨時工にはその比較対象となる本工労働者が存在しないため、はたして小池のいうように本工労働者とそれほど大きな格差はない働き方であったのかどうかは不明なままである。この点も、のちの研究課題としてあげておかななくてはならないであろう。

#### 第4章 小括

これまでの要点を整理すると、臨時工研究は法律学者によって開始された。そのスタンスは、作業内容によって臨時工の分類を行ったうえで、臨時工にもさまざまな労働者が存在することを明らかにした。そのうえで、契約期間と勤続期間のずれに注目して臨時工の不安定性を訴えたり、労組法や労働基準法に照らし合わせた問題提示をした。

それに対して、日経連は経済法則一般の動きと日本経済の弱さを前面に出し、臨時的労働力の必要性を訴えていた。一方、社会政策学者による代表的な研究を検討すると、日本産業の特殊性から臨時工制度が生み出される要因を探っていた。ただし、当初は法律的議論のものと同じく本工労働者と同じ作業をしている臨時工の問題が強調されていた。しかし、1960年代にはいり臨時工の実態をより詳しく検討したものでは、どのような範囲で臨時工は本工労働者と競争し、企業の労務管理

のなかでいかに位置づけられているのかを指摘する理論研究および実証研究が提出された。

臨時工の実態にせまる研究は着実に蓄積されていた。しかし、それは本工労働者と比較できる臨時工という範囲へと研究対象が徐々に縮小されていったことを意味している。

本工労働者と同じまたは類似の作業を行っている臨時工の比率が増大しているとしても、本工労働者と同種の作業をしていないものも存在し続けたのも事実である。彼（彼女）らは、企業内で補助・雑役業務に従事していたり、季節的労働者としてある特定時期だけ就業したりしていた。これまで見てきた臨時工研究は、そのようなさまざまな種類の働き方が臨時工に存在しているという認識は共通しており、またその多くが低賃金労働力であり、雇用が不安定であると共通して指摘する。しかし、力点をおく研究対象は非常に限定されており、補助・雑役業務を行っている労働者の労働条件が適当なものかどうかという議論に発展することはなかった。

これまで検討してきた臨時工研究全体の意義は、不安定雇用としての臨時工の実態を明らかにし、なぜ本工労働者と臨時工間に格差が存在するのかを示したことである。そして、その格差を企業はどのように利用しているのかを臨時工の労務管理上の位置付けから最終的に突き止めた。一方で、臨時工制度を用いることの利点は、企業のみが存在するのではなく企業別組合に組織されている本工労働者にも存在していた。そのため、企業は臨時工制度を最大限に活用できる体制を整えることができ、臨時工制度は日本経済に深く根付いていることを明らかにした。

ただし、長期にわたる高度成長のなかで臨時工の質の変化が引き起こされていた。隅谷三喜男によれば、大企業ほど臨時工を採用する傾向が強くなる企業規模別の臨時工の分布の変化、より一層の基幹作業への臨時工の進出という作業内容の変化、勤続期間の長期化、臨時工として働く者の若年化の傾向、女子労働者が臨時工へと進出し女子労働者比率の上昇などが示された<sup>34</sup>。

このような変化を通して、臨時工と呼ばれる働き方はその姿を消していく。そして、臨時工の代わりに非正規雇用として登場してきたのがパート労働者（電機産業に典型的）であり、社外工（鉄鋼業や石油化学産業に典型的）であった<sup>35</sup>。

新たに登場してきた非正規雇用の労働条件は、臨時工とかけはなれたものではなく、また雇用量調整の手段として機能していたことを考えれば臨時工研究で指摘された多くの要素が受け継がれていた。しかし、臨時工研究の蓄積は、これら新しい非正規雇用の研究にいかされることはなかった。この点に臨時工研究の限界が存在する。

臨時工研究の限界とは、第1に、最終的な到達点が本工労働者と同じまたは類似の作業を行う臨時工から導き出された点に求められる。この点は、これまで指摘してきたとおり、臨時工が補助・雑役業務を行っていたり、比較対象となる本工労働者がいたりしなければその分析が行われないことになる。そして、電機産業を例にとって第2の限界をあげると、女子労働者の進出による影響を考慮した研究蓄積がないということである。電機産業のような労働集約型産業の場合、技術革新は単純労働の増加へととくに寄与したことは想像に難くない。そのような変化のなかで、必要とされる労働力は低賃金労働力であり、トランジスタガールに代表される女子労働者が数多く採用された。そして、同時に女子臨時工やパート労働者も多く採用された。これら電機産業で就業する女子労働者は、男子本工労働者とは明確な職務区分が行われていた。したがって、上位職務と下位職務の不明確な区分を企業にとっての最大の利点として分析した臨時工研究とは相いれない状況が生まれていた。ただし、電機産業の場合は、補助・雑役業務行っているために臨時工研究の対象からは除外されやすいといった第1の理由とは異なり、たとえ単純労働の増加であっても、企業内の基幹的な作業を行っているという意味では不安定就業の拡大であった。それにもかかわらず、当時の電機産業における女子本工労働者、女子臨時工、パート労働者等の利用や関連を分析した調査・実証研究

は行われていない。

つぎに、臨時工研究の限界をあえて現在問う必要性を考える。それは、上記の第2の限界に特に求められる。周知のように、パート労働者の登場およびその拡大を経て、非正規雇用研究は不安定就業という側面から扱われることは少なくなっていく。その理由は、パート労働者の多くが主婦労働者が中心であり家計補助的な労働であると考えられていたためである。しかし、製造業のパート労働者をみると、その実態は不安定就業として認識されていた臨時工から大差なく、変化したのは若年男子から主婦へという就業者層の中心の部分であった。労働条件には大きな変化が起きておらず、不安定就業としての側面を有したままであった。

しかし、その後、非正規雇用の労働問題を解決する動きが大きくなることは現在に至るまで皆無に近かった。現在、日本における貧困問題が提起されているなかでも、非正規雇用が労働者の自由な選択として扱われ、その労働条件へと目が向くことは少ない。その原因の一つが、臨時工研究の限界から見えてくる。すなわち、不安定就業研究としての蓄積を止めてしまう要因が、臨時工研究自体の方法論と調査対象の狭さにあったため、パート労働者が不安定就業であるという視点を提示することができず、非正規雇用は自由な働き方という面が強調される要因を生んだと考えられるのである。

最後に、本研究の課題を提示する。本研究は、戦後から1960年代初頭までの代表的な臨時工研究を素材として、その分析対象の徐々に限定されていく側面とその中からみえる臨時工の位置付けを中心にみてきた。そして、臨時工研究全体の到達点と、不安定就業研究としての蓄積が途絶えてしまった要因をみた。

ただし、実証分析は行っていないために、あくまでも仮説にすぎない。したがって、最後に提示した電機産業やその他パート労働者が多く活用された産業と、高度成長期の臨時工との関連を実証することが第1の課題である。

また、臨時工の本工化闘争など労働組合の動きは多少触れているが、実際にどのような労使交渉を経て臨時工に代表される非正規雇用が登場し、活用されたのかは分析されていない。この点も第1の課題同様に実証分析で明らかにされるべき問題である。何故なら、不安定就業の側面を有している非正規雇用を労働組合がどのように認識していたのかは、臨時工研究の蓄積からはまだ明らかにはされていないからである。

以上の課題を解決したとき、日本における非正規雇用が、歴史的にどう位置づけられ変化してきたのかをトータルに把握することができると考えられる。

#### 【参考文献】

- 糸園辰雄『日本の社外工制度』ミネルヴァ書房、1978年
- 井村喜代子『現代日本経済論（新版）』有斐閣、2000年
- 氏原正次郎「所謂『常用工』と『臨時工』について—わが国労働経済の一問題点—」『社会科学研究』第3巻第2号、東京大学社会科学研究所、1951年
- 氏原正次郎「本工・臨時工・常用工」『社会科学研究』第10巻第6号、東京大学社会科学研究所、1959年
- 加瀬和俊『集団就職の時代』青木書店、1997年
- 小池和男「日本の採用管理（一）」『賃金と社会保障』No.213,1961年
- 小池和男「日本の採用管理（二）」『賃金と社会保障』No.214,1961年
- 小池和男「日本の採用管理（三）」『賃金と社会保障』No.215,1961年
- 隅谷三喜男「現段階における臨時工問題」『日本労働協会雑誌』No.48,1963年
- 隅谷三喜男「臨時工問題の生成と再生—戦前・戦後の同質性と異質性—」大河内一男編『日本の経済—戦前・戦後—』東洋経済新報社、1963年
- 長南仁「高度経済成長初期の臨時工制度問題に対する一考察」『東邦学誌』第32巻2号、2003年
- 電機労連運動史編纂委員会編『電機労連運動史1』全日本電気機器労働組合連合会、1976年
- 戸木田嘉久「最近の資本蓄積と雇用問題」『経済評論』1958年1月号
- 東洋経済新報社編『臨時工をめぐる法律問題』東洋経済新報社、1957年
- 日本経営者団体連盟編『臨時工問題の研究—主として労務管理の観点から—』日本経営者団体連盟弘報部、1957年
- 広田寿子『現代女子労働の研究』労働教育センター、1979年
- 北海道立労働科学研究所『臨時工 後編』日本評論新社、1956年
- 峯村次郎『臨時工—その実態と法律問題—』要書房、1952年
- 山下不二男「臨時工の雇用と賃金」『日本労働協会雑誌』No.19,1960年
- 山本潔「臨時工・社外工の配置」大河内一男・有泉亨・金子美雄・藻利重隆編『雇用と雇用政策』有斐閣、1966年
- 山本潔『日本労働市場の構造—「技術革新」と労働市場の構造的変化』東京大学出版会、1967年
- 労働省婦人少年局『パートタイム雇用の現状と課題』日本労働協会、1969年
- 労働省『1960年版 労働白書』

#### 注

- 1957年12月調査の労働省『臨時工に関する実地調査の結果概要』によれば、常用工（本稿での本工労働者とみなす）が受け取る現金給与総額に対する臨時工が受け取る現金給与総額の比率は、調査産業計で34%であった。
- 第2章で検討する、日本経営者団体連盟編『臨時工問題の研究—主として労務管理の観点から—』日本経営者団体連盟弘報部、1957年では、「主要労組の臨時工対策」として主な労働組合の資料が載せられている。そこには、全造船、合化労連、全セメント、全鋁連、全織同盟、全労が挙げられている。また、同書には載せられていないが、電機労連も同時期に臨時工対策を打ち出しているなど、1956年、57年は特に臨時工対策が各組で活発に討議された時代であった。電機労連運動史編纂委員会編『電機労連運動史1』全日本電気機器労働組合連合会、1976年参照。
- 調査方法および対象が異なるため、直接の比較はできないが1950年11月の大阪府による調査、1953年8月の北海道立労働科学研究所による調査、および1957年12月の労働省による調査から基幹作業に従事する臨時工の比率の推移は次のようになる。  
基幹作業に従事する臨時工の比率、47.4%（1950年11月）→42.3%（1953年8月）→70.8%（1957年12月）。（大阪府による調査と北海道立労働科学研究所による調査は、『臨時工 前編』73頁第16表および、77頁第18表による。労働省による調査は、『臨時工に関する実地調査の結果概要』第7表-1による）。
- 北海道立労働科学研究所『臨時工 後編』1956年、日本評論新社、403~409頁参照。

- 5 北海道立労働科学研究所, 前掲書, 406~407頁。
- 6 北海道立労働科学研究所, 前掲書, 410頁。
- 7 峯村光郎『臨時工—その実態と法律問題』1952年, 要書房。参照。
- 8 なお, 日本経営者団体連盟編, 前掲書を用いた分析を行っているものに長南仁「高度経済初期の臨時工制度問題に対する一考察」『東邦学誌』, 2003年がある。長南は資本主義的蓄積運動のなかで, 当時の臨時工がどのような意味を持ったのかを検討している。その結果, 臨時工制度自身が臨時工の吸引と反発を繰り返し, 物質的代謝を行っていた。しかし, それは, 相対的過剰人口の多い当時だから可能であったことであり, 日本資本主義の発展により相対的過剰人口が収縮したことによって臨時工の給源は枯渇した。以上のような背景のもと, 総評と日経連の臨時工問題への対応を検討し, 本稿と同じように, 日経連が本工と臨時工間にどのように差を作ろうとしていたのかを指摘している。ただし, 資本主義的蓄積運動において臨時工がどのように位置づけられ, 労使双方がどのような行動をしたのかを分析することがメインであり, 臨時工問題の展開はカバーしていない。
- 9 日本経営者団体連盟編, 前掲書, 1~2頁。
- 10 日本経営者団体連盟編, 前掲書, 3~4頁。
- 11 日本経営者団体連盟編, 前掲書, 5頁。
- 12 なお, 労働省『臨時工の実地調査に関する結果概要』第5表-1および第6表-1によれば, 臨時工および日雇い名義の常用労働者を契約期間でみると, 日雇いから2カ月以内の契約で契約しているものの比率は調査産業計で65.2%におよぶ。しかし, 実際の勤続期間が2カ月以内の労働者はわずか6.6%であった。勤続期間が高い比率を示したのは, 6か月以上1年以内(31.6%)と, 1年をこえて2年以内(28.3%)であった。
- 13 日本経営者団体連盟編, 前掲書, 4~5頁。
- 14 日本経営者団体連盟編, 前掲書, 5頁。
- 15 日本経営者団体連盟編, 前掲書, 95頁。
- 16 ただし, この点は経営者の視点から見て臨時工の本工化がすべての面で無意味なものであると述べているのではない。本報告書では別の箇所でも臨時工の本工化についてまとめられており, 本工登用の効果についても述べられている。本工登用はプラスとマイナスの両面があり, プラス面の臨時工の勤労意欲の昂揚や, 能率向上のために利用するという態度が表明されているのである。(日本経営者連盟編, 前掲書, 49~50頁)。
- 17 氏原正治郎「所謂『常用工』と『臨時工』について—わが国労働経済の一問題点—」『社会科学研究』東京大学社会科学研究所, 1951年。なお, 原著の漢字は旧字体で書かれているが, 本稿では新字体に改めて引用箇所を提示する。
- 18 氏原正治郎, 前掲書, 26頁。
- 19 氏原正治郎, 前掲書, 28~29頁。なお, 氏原は資本主義社会において同一の労働を行う時には同一の賃金が支払われるべきであるという原則を用いて, 常用工と臨時工間の差を差別と認識する。「同一の労働にたいする標準的な賃金の要求は, この意味で(使用者が合理的な経営計算の基礎を得ることができる。そして, 労働者の利害が共通し強い団結図ることが可能の二点—引用者)資本主義的に合理的であり, 生活賃金の思想とともに, 公正な賃金の要求の一面をなしてきた。『常用工』と『臨時工』との対立, 差別待遇は, このような資本主義的合理性に相反しているといえる」。
- 20 氏原正治郎, 前掲書, 29~35頁。ただし, 引用箇所の傍点は氏原。
- 21 氏原正治郎, 前掲書, 36頁。ただし, 傍点は氏原。
- 22 氏原正治郎, 前掲書, 40頁。
- 23 氏原正治郎, 前掲書, 42頁。なお, 後の労働組合運動の歴史をみると, 様々な社会的要因はあるが, 労使協調路線へと日本の組合が転換したことは周知の事実であり, 氏原が提示した解決策の第二のものが選択されたということになる。
- 24 氏原正治郎, 前掲書, 44頁。なお, 日本産業の特殊性とは, 「政府の政策的保護のもとに, 特殊な独占を早くから持ち, 不均衡な発達をとげ, 労働力の供給を不断に小農業からうけている」ことである。
- 25 小池和男「日本の採用管理(二)」『賃金と社会保障』No.214, 5頁。
- 26 小池和男「日本の採用管理(二)」『賃金と社会保障』No.214, 5頁。
- 27 小池和男「日本の採用管理(三)」『賃金と社会保障』No.215, 6頁。ただし, 傍点は小池。
- 28 山本潔「臨時工・社外工の配置」大河内一男・有泉享・金子美雄・藻利重隆編『雇用と雇用政策』有斐閣, 1966年, 225頁。
- 29 山本, 前掲書, 228頁。なお, 準社員とは臨時工と基本的な労働条件は同じだが, 雇用期間が明示されておらずとりあえずは雇用の安定を確保した労働者のことである。企業にとっては, 景気変動のたびに臨時工の採用・解雇を繰り返し未熟練労働者を使用するよりは, 本工化させるほどではなくとも経験を有している臨時工を準社員として残しておく方がメリットが大きいためである。山本は, 臨時工として勤続三年以上の者が選考を経て準社員へと昇進するようであるが, 実際には勤続三年以上の臨時工全員が準社員へと昇進していることを指摘している。
- 30 なお, 山本によって提示されている第40表「自動車工業における臨時工の本工昇格率」による

と、B自動車工業では臨時工から本工へと登用されたものは1959年4.7%、1960年4.6%である。この数値自体はかなり低いという印象をうける。一方、本工採用者全員のうち臨時工からの登用者の比率は、1959年66.6%、1960年63.2%にもよる。企業にとって臨時工制度のうまみが示されている象徴的な数値と考えられる。わずかな枠をめぐる臨時工の競争がある一方で、企業に残った本工労働者は時間をかけて選択をした十分に企業利益に合致した労働者だからである。

- 31 山本, 前掲書, 235頁。
- 32 山本, 前掲書, 236頁。
- 33 『1960年版 労働白書』, 34~35頁。
- 34 隅谷三喜男「現段階における臨時工問題」『日本労働協会雑誌』第5巻第3号, 1963年を参照。
- 35 社外工自体は1952年の職業安定法改正により1950年代中盤から拡大していた。ただし、その広範な利用は『労働白書1960版』で示されているとおり、高度成長に入ってから後である。